

2017年3月16日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
投資法人みらい
代表者名 執行役員 菅沼通夫
(コード番号:3476)

資産運用会社名
三井物産・イデラパートナーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 菅沼通夫
問合せ先 取締役 CFO 上野貴司
TEL: 03-6632-5950

川崎テックセンターにおける火災発生に関するお知らせ

2017年3月16日午前8時頃、投資法人みらい（以下「本投資法人」といいます。）が保有している川崎テックセンターの一部区画において小規模な火災が発生しました。当該火災は速やかに消火されており、出火原因は消防及び警察において現在調査中です。

現時点において、本件による損失等の発生額は本投資法人の運用状況に重大な影響を及ぼすものではないと予想されますが、本投資法人の直前営業期間である2016年10月期（第1期）は保有資産の運用実績がないため、本件による損失等の発生額が有価証券上場規程に定める開示基準に該当する可能性があることから適時開示を行うものです。

なお、運用状況に影響を及ぼす損失等の発生が新たに判明した場合は、改めてお知らせします。

（参考）適時開示の実施理由

有価証券上場規程第1213条第2項第1号b（h）、同施行規則第1229条第1項第2号及び有価証券上場規程第1213条第3項第2号a、同施行規則第1229条第1項第18号に基づき、本件による損失等の発生額が以下の基準に該当する可能性があることから適時開示を実施するものです。

- (1) 損害の見込額が、直前営業期間の末日における純資産総額の3%に相当する額以上
- (2) 損害の見込額が、直前営業期間の経常利益の30%に相当する額以上
- (3) 損害の見込額が、直前営業期間の当期純利益の30%に相当する額以上

本投資法人の直前営業期間である2016年10月期（第1期）は保有資産の運用実績がなく、経常利益及び当期純利益が以下のとおりであることから本件による損失等の発生額が上記の開示基準に該当する可能性があります。2017年4月期（第2期）及び2017年10月期（第3期）の予想数値に照らした場合は開示基準に該当しない範疇であると予想しています。

経常利益 ▲78百万円
当期純利益 ▲78百万円

以 上

※本投資法人のホームページアドレス：<http://3476.jp>